

岩崎純一学術研究所 女性局 著

『岩崎純一全集』 第二卷 「序説、総記（二）」

女性編纂別添資料

岩崎純一（著者、総合編纂者）、岩崎純一学術研究所及び『岩崎純一全集』編纂局に関する序説

編纂、監修 岩崎純一学術研究所『岩崎純一全集』編纂局

巻頭言

本巻は、『岩崎純一全集』の第二巻の女性編纂別添資料を成し、著者及び総合編纂者たる岩崎純一所長と、その学術活動の精神的・地理的本拠たる岩崎純一学術研究所及び『全集』編纂局について述べられた岩崎所長の本編資料に、女性の視点から追記するものである。

なお、本資料は、『全集』への収録を当該著作物の全ての著作者が要望し、譲渡可能な権利（著作権法第六一条第二項において、譲渡の目的として特掲されていないときに留保されたものと推定する）とが規定されている同法第二十七条又は第二十八条に規定される権利を含む）の全部について、岩崎所長への譲渡が完了したものであるから、序巻に定められる通り、『全集』へ収録する。収録場所は、それぞれの追記に示した通りである。

一方、同権利の全部について、未だ岩崎所長への譲渡が完了していない女性編纂別添資料は、【2系】以外の各系の女性系に収録する。

目次

巻頭言

第一編 岩崎純一及び岩崎純一学術研究所 (JIAI) についての解説

第一部 岩崎純一及び JIAI の定義、及び、岩崎純一の物権、所有権、知的財産権、著作権、著作者人格権、著作隣接権等の譲渡部分を除く全権の保持の確認

第二部 岩崎純一及び JIAI の連絡先、メール等
第三部 JIAI の所員のリスト

第一章 岩崎の活動全般及び岩崎自身が主宰した旧学術サークル（現在は JIAI の内部組織へ移行）を引き継ぐ JIAI の構成員

第二章 岩崎以外の者が立ち上げた岩崎関連サークル (JIAI) の外部組織（）に関わる JIAI の構成員

第四部 JIAI 第二局（『岩崎純一全集』編纂局）の優越性と特筆性

第二編 岩崎純一及び岩崎純一学術研究所 (JIAI) の所員構成と組織

【女性局からの本編への追記】

第三部 登用されない者

第二章 エエローリスト、レッドリスト及びブラックリスト

第五部 特殊協力者の登用

第三章 一般国民生活とは異なる言語・文字体系、暦法、度量衡、慣習、住居等によって生活する者（巫女等）

第八部 女性スタッフの権限及び女性局、女性部、女性班、女性係の設置とその権限、及び女性スタッフの登用

第十部 規約（定款・細則・規程等）

第三編 「岩崎純一総合アーカイブ」 (JICA) 及び『岩崎純一全集』 (JCWC) の編纂、監修

第四編 「岩崎純一学術研究所」 (IYFI) の運営

第五編 「岩崎式十進分類法」(JDC)の管理

第六編 JCA及びJCWの提供活動

【女性局からの本編への追記】

第二部 閲覧室の運営及び閲覧室での提供

第七編 岩崎純一の外部活動(講義、フィールドワーク等)

第八編 法令に基づく表示

第九編 個別の活動とそれらの組織化の歴史

【女性局からの本編への追記】

第五部 JDC体制直前までの学術サークルの活動体制…

岩崎純一の個人交流会・勉強会(二〇一一年四月二十

五日より設置)及び附属・派生サークル(定款上の旧

分科会に相当)

第十四章 附属・派生サークル一覧(定款上の分科部局に相

当)

第六部 岩崎以外の皆様が立ち上げて下さった勉強会の活動体

制(女性グループ及び女性専用施設)

第七部 JDC体制直前までの部班制移行計画

(女性グループ側及び女性専用施設側からの提案に譲

歩した部班制への改組計画)

二〇一二年十月十三日 起筆
二〇一五年五月十三日 改定
二〇一六年二月十七日 改定
二〇一六年二月二十一日 公開
二〇一七年三月二十六日 改定
二〇一七年九月二十三日 改定
二〇一八年四月十五日 改定
二〇一八年八月十五日 最終改定

第一編 岩崎純一及び岩崎純一学術研究所 (JIAI) についての解説

第一部 岩崎純一及びJIAIの定義、及び、岩崎純一の物権、所有権、知的財産権、著作権、著作者人格権、著作隣接権等の譲渡部分を除く全権の保持の確認

私たちが女性局としてここに記すべきものは、第二巻本編と同文である。

第二部 岩崎純一及びJIAIの連絡先、メール等

私たちが女性局としてここに記すべきものは、第二巻本編と同文である。

女性局宛のメールをお送りいただく場合は、研究所のアドレス宛

に、女性局宛のメールである旨を宛名や本文に記してお送りいただければ差し支えない。但し、岩崎所長個人宛のメールや手紙等は、第二巻本編をご参照の上、岩崎に直接お送りいただきたい。

第三部 JIAIの所員のリスト

第一章 岩崎の活動全般及び岩崎自身が主宰した旧学術サークル(現在はJIAIの内部組織へ移行)を引き継ぐJIAIの構成員

私たちが女性局としてここに記すべきものは、第二巻本編と同文である。

第二章 岩崎以外の者が立ち上げた岩崎関連サークル (JIAIの外部組織) に関わるJIAIの構成員

女性局は、「岩崎純一さんのお話を聴く会」、「続 岩崎純一さんに会いたい会」、「岩崎純一さんとの合同勉強会」を構成する女性により主に成り立っている。閲覧希望者は個別に岩崎所長または女性局まで問い合わせよ。また、第一巻の各活動年表も見よ。

第四部 JIAI第二局 (『岩崎純一全集』編纂局) の優越性と特筆性

私たちが女性局としてここに記すべきものは、第二巻本編と同文である。

『全集』編纂女性局も、他の女性部班に対して優越性と特筆性を有する。

第二編 岩崎純一及び岩崎純一学術研究所(JIAI)の所員構成と組織

私たちが女性局としてここに記すべきものは、第二巻本編と同文である。

【女性局からの本編への追記】

第三部 登用されない者

第二章 イエローリスト、レッドリスト及びブラックリスト

本編が定めるイエローリスト、レッドリスト及びブラックリストに記載された者については、女性局も厳正に対処する。

第四部 例外条件

例外条件の拡大・縮小については、適宜岩崎所長との協議を行うものとする。

第五部 特殊協力者の登用

第三章 一般国民生活とは異なる言語・文字体系、暦法、度量衡、慣習、住居等によって生活する者（巫女等）

一般国民生活とは異なる言語・文字体系（古語、御所言葉、巫女言葉等）、暦法、度量衡、慣習、住居等によって生活する女性（巫女等）については、その文化的価値から、私たち女性間でも協議して、女性局への登用を岩崎所長に提案することがある。

第八部 女性スタッフの権限及び女性局、女性部、女性班、女性係の設置とその権限、及び女性スタッフの登用

岩崎所長が序巻及び第六巻に定める通り、IJCA及びJICWの資料の執筆・制作者である私たち女性または編纂に関わる私たち女性局は、自身の精神、身体、生命の安全を脅かすおそれがあるために全部を公表・開示できない自身の製作物・著作物、編纂資料またはこれらに対して有する物権的請求権、著作権、著作者人格権、肖像権等の取り扱いについて取り決め、総合編纂者たる岩崎所長に提示、要請し、IJCA及びJICWに反映させることができる権限を有する。

また、これらの資料または権利のうち個人で取り扱うことが困難であるものについては、女性編纂者らが女性著作者らを代表して、それらの取り扱いを協議し取り決めるための女性局、女性部、女性班、女性係を設置し、その協議結果を岩崎所長に提示、要請し、IJCA及びJCWに反映させることができる権限を有する。

加えて、特にその聡明さが岩崎所長より認められる女性は、第四巻及び第五巻に定める岩崎所長からの逆要請または個別の要請を受け、IJAIのサイト内の女性専用スペースにログインしてJCWの編纂の一部に協力・参加する権限を得ることができる。

とりわけ、岩崎所長に対して女性に特有である自身の精神・身体症状や共感覚、その他の特殊知覚・症状を相談し、これらについての解説の一部をJCWにおいて執筆し、編纂者に登用された、なかなか聡明な女性については、女性専用スペースの管理・運営を行う権限を与えられ、これらの女性が入居者の多くを占める女性寮やシェアハウス等のシステム室の機械的な構築及び電子的な技術提供を岩崎所長に対して要求する権限を有する。

詳細は、「精神・身体症状、共感覚、その他の特殊知覚・症状の解説の分担などについて」をも参照されたい。

第十部 規約（定款・細則・規程等）

次に掲げる規約は、岩崎所長が本編第九編に述べる旧研究会活動の規約を引き継ぐもので、岩崎所長が本研究の一般社団法人への

移行を仮定して、その一部の用語の読み替え及び一部の条項の改定により、法人法上の定款等として直接に転用できるものとして定めるものである。

この規約は、IJAIの一般社団法人への移行の可能性を岩崎所長が法的に研究するために作成するものであり、かつIJAIの運営に直接携わる所長及び所員に適用されるものであるから、これらの者（特定女性スタッフ）が理解すれば足り、一般の利用者等がIJCA及びJCWを利用するにあたっては理解を要しない旨が、岩崎所長により述べられている。

また、これらの規約が法令上の定款等として正式に公証人の認証を受けない期間は、各条・項・号は、JCWの編・部・章・節に仮想的に置き換えて編集する場合がある旨も述べられている。

- 定款（別添資料を見よ。）
- 幹部所員及び監事規程（別添資料を見よ。）
- 所員規程（別添資料を見よ。）

私たち女性局は、岩崎所長の意思に倣い、またこれらの規約に基づき、IJAIの一般社団法人への移行の可能性の有無にかかわらず、現在においても運用・適用できる「女性幹部所員規程」、「女性所員規程」、「女性所員倫理規程」、「女性サークル倫理規程」を作成し、運用・適用するものとする。

第三編 「岩崎純一総合アーカイブ」(IJCA)及び

『岩崎純一全集』(IJCW)の編纂、監修

私たちが女性局としてここに記すべきものは、第二巻本編と同文である。

第四編 「岩崎純一学術研究所」(JIAI)の運営

私たちが女性局としてここに記すべきものは、第二巻本編と同文である。

第五編 「岩崎式十進分類法」(IJDG)の管理

私たちが女性局としてここに記すべきものは、第二巻本編と同文である。

第六編 IJCA及びIJCWの提供活動

私たちが女性局としてここに記すべきものは、第二巻本編と同文である。

【女性局からの本編への追記】

第二部 閲覧室の運営及び閲覧室での提供

岩崎所長は、第三巻から第七巻に定める通り、岩崎所長に許可を得た寮母、女性オーナー、女性スタッフの手によって、女子寮、女子学生寮、女性専用シェアハウス、心身障害女性施設、犯罪被害女性施設等の内部に設置されている岩崎所長の著作物等の閲覧室や閲覧場所の運営、管理に関与しない旨を表明している。

女性協力者、参加者のうち、岩崎所長より許可された一部の者は、閲覧室や閲覧場所の運営、管理に直接携わることができる。これらの女性スタッフは、本巻に定めるIJCA及びIJCWの編纂者を兼ねる場合がある一方、閲覧室や閲覧場所に関する問い合わせについては、各種の犯罪被害の防止の観点から、女性スタッフではなく岩崎所長が窓口となって受け付けているなど、岩崎所長及びJIAIとこれらの閲覧室や閲覧場所とは緊密な協力体制にあるが、閲覧室や閲覧場所自体はJIAIの内部部局ではなく、あくまでも各女性施設の付帯設備である。

岩崎所長は、ウェブサイトのほか、これらの女性専用施設のインターネット、プライベート・ネットワーク、情報管理システム、システム室の機械的構築及び電子的構築を行い、遠隔管理を含む管理を行う一方で、施設全体及び閲覧室の運営には関与しない旨を述べている。

私たち女性局は、岩崎所長の意思に倣い、女性施設及び閲覧室の運営を、みだりに岩崎所長に委ねることなく、女性としての社会的

責任を持って、可能な限り自ら行う。

第七編 岩崎純一の外部活動（講義、フィールドワーク等）

私たちが女性局としてここに記すべきものは、第二巻本編と同文である。

第八編 法令に基づく表示

私たちが女性局としてここに記すべきものは、第二巻本編と同文である。

第九編 個別の活動とそれらの組織化の歴史

私たちが女性局としてここに記すべきものは、第二巻本編と同文である。

【女性局からの本編への追記】

第五部 JDC体制直前までの学術サークルの活動体制…

岩崎純一の個人交流会・勉強会（二〇一一年四月二十五日より設置）及び附属・派生サークル（定款上の旧分科会に相当）

第十四章 附属・派生サークル一覧（定款上の分科部局に相当）

第六部 岩崎以外の皆様が立ち上げて下さった勉強会の活動体制（女性グループ及び女性専用施設）

第七部 JDC体制直前までの部班制移行計画

（女性グループ側及び女性専用施設側からの提案に譲歩した部班制への改組計画）

次に挙げる三つの女性サークルは、岩崎所長を支援するために社団法人女性や女子大学生・女子高校生らによって立ち上げられたサークルの中でも、各女性自ら担当教員に掛け合って、大学の特別講座や授業、女性専用施設の講座として正式に扱われた女性サークルとして特に重要であり、これらのメンバーの一部がそのままJAIの女性局を構成している。

（以下、第二巻の岩崎による紹介を転載。）

岩崎純一さんのお話を聴く会

岩崎純一さんのお話を聴く会（主催：佐々美世子、上野紗奈、高島ひとみ）（講話、運営の補佐：岩崎純一）
…初回に学生向けの大きな講話会（リンク先）をひらいて下さり、その後は、それを聴講して下さった一部の学生・主婦・OLが残って、私を呼んで下さっています。
一部の研究会・講義テキストを掲載しています。

続 岩崎純一さんに会いたい会（主催：渡辺未来 ← 上野紗奈、

岩崎純一のウェブサイト
女性専用スペース
Women Only

岩崎純一のウェブサイト 女性専用スペース（代表…長谷川彩）（講話、運営の補佐…岩崎純一）
…私をご相談を受けて交流してきた、精神・身体症状や共感覚、その他の特殊知覚・症状を持つ女性の皆様に管理・運営していただいているスペースです。これらの女性の皆様が入居者の多くを占める、シェアハウス

岩崎純一さんとの
合同勉強会

岩崎純一さんとの合同勉強会（主催…伊田小春、佐々木愛華）（講話、運営の補佐…岩崎純一）
…複数の大学の学生たちが私を呼んで下さっています。一部の研究会・講義テキストを掲載しています。
また、旧サイトに設置されていた次の女性専用スペースは、引き続きJAIのサイトの女性専用スペースとして機能している。
（以下、第二巻の岩崎による紹介を転載。）

統 岩崎純一さんに
会いたい会

曾我部丹佳、小山由香）（講話、運営の補佐…岩崎純一）
…初回到学生向けの大きな講話会（リンク先）をひらいて下さり、その後は、それを聴講して下さった一部の学生が残り、数名の主婦・OLが加わり、「統」として私を呼んで下さっています。
一部の研究会・講義テキストを掲載しています。

ス型の女性寮も紹介されています。私も寮を支援しています。女性に特有の症状・知覚については、寮生に解説をお願いしています。

●「シェアハウス型女性寮との連携、および入居女性による特殊症状・知覚の解説の分担について」をご参照下さい。

次の岩崎純一研究会は、私たち女性局の直接の前身である。
（以下、第二巻の岩崎による紹介を転載。）

岩崎純一研究会…「岩崎純一さんとの合同勉強会」、「岩崎純一さんのお話を聴く会」、「統 岩崎純一さんに会いたい会」の女性三サークルの総称。この研究会は、現在、ほぼ岩崎純一学術研究所の女性部局となっている。

これら女性サークルの変遷については、別添の岩崎純一関連学術グループ・サークルの変遷表にも記されている。

以下に、女性局及び女性局を構成する三つの主な女性サークルについて、第二巻の岩崎の記載に倣い、留意事項を掲げる。

●「岩崎純一さんのお話を聴く会」、「岩崎純一さんに会いたい会」
（後身は「統 岩崎純一さんに会いたい会」、「岩崎純一さんとの合同勉強会」は、岩崎所長自身ではなく、岩崎所長について社会人女性や女子大学生・女子高校生らが立ち上げたサークルや特別

- 講座で、自然に岩崎所長の個人交流会・勉強会に編入されたものです。個人交流会・勉強会の部班制移行にあたっては、合同本部として「岩崎純一研究会」が立ち上げられ、役員会（民法上の業務執行組合員）はこれらのサークルのメンバーで構成されていました。
 - 「お話を聴く会」、「会いたい会」、「合同勉強会」そのものは、女性専用スペースにて紹介されている、DV被害・犯罪被害・精神障害・身体症状の女性向けの専用寮の共用スペース（談話室など）に岩崎を招聘して下さる形式で行われておりますが、セキュリティーの観点から、現在は多くが非公開となっております。
 - そのほかのサークルの活動内容は、岩崎所長以外が主宰のものも含めて、『全集』の様々な該当ページで紹介しております。サークルの一覧は、第二巻にあります。
 - 女性三サークルのご参加者向けのお知らせは、活動場所（大学、サークル会場、女性寮など）のポスターやチラシもご覧下さい。
 - 二〇一六年以降、これら三サークルは、女性施設と一体化して閉鎖的な性質を帯びており、既存の女性スタッフまたは岩崎所長の直接的紹介による参加を除いては、新規参加は大変難しくなっております。私たち三サークルの女性メンバーは、同様の活動を希望される方に対し、岩崎所長に関する勉強会やファンサークルを別途立ち上げることを推奨しています。一方、岩崎所長からは三サークルの門戸開放の要請を受けており、議論が続いています。
 - 主な活動場所は、次の通りです。
- コンフィデンシャル（情報秘匿）型女性専用施設：武蔵野本部
メンバーの巫女の皆様が所属する神社
喫茶店、カフェ
代表部・部班代表者の私宅
大学での講義・ゼミ・特別講座などとして実施した場合、その大学
外でのフィールドワーク
など
- 各サークル（各部班）の設置場所は、附属・派生サークルの本部・支部（ご協力者）への直通メール一覧をご覧ください。
 - （二〇一八年八月十五日追記：現在、直通メールは廃止。女性局へのご連絡は、JIAIのメールアドレスで受け付けております。）
私たちは、第一巻の活動総覧にある各種の活動に協力させていただいております。これまでの活動記録（岩崎所長にお願いさせていただいた講義・講演・講話会）の一部を、『全集』の第一巻の活動総覧や第十巻以降の各巻に掲載しておりますので、ご参照下さい。
 - 現在のJIAI及びその女性局が編制されるまで、私たち女性三サークルは、別個に活動してきた附属・派生サークルの部班制への改組を提案してきました。これが、現在のJIAI及び女性局へとつながっています。過去の改組案は、第二巻本編に掲載されています。現在、全てがJIAI所属となっております。
 - 女性三サークルの合同本部であった「岩崎純一研究会」の役員

会（民法上の業務執行組合員）は、ほぼそのまま女性局へと移行し、引き続き「岩崎純一さんのお話を聴く会」（後身は「続 岩崎純一さんに会いたい会」）、「岩崎純一さんとの合同勉強会」のおもなメンバーで構成されています。